

えばたこども園運営規程

社会福祉法人えばた福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えばた福祉会（以下「本法人」という。）が福井市江端町第12号9番地に設置するえばたこども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 本園は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけでなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。

3 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

4 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福井市条例第31号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、教育（満3歳以上児に限る。）及び当該支給認定における保育必要量（支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育(延長保育)

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、支援法第59条第2号に規定する時間外保育（延長保育）を提供する。

(3) 一時預かり保育(幼稚園型)

やむを得ない理由により、1号認定の教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、支援法第59条第10号に規定する一時預かりによる保育を提

供する。

(4) 一時預かり保育(一般型)

主として特定教育・保育施設に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが、一時的に困難となったものに対し、特定保育・保育施設にて支援法第50条第10号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(5) 障がい児保育・特別支援教育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供する。

(6) 子育て支援事業

地域の子ども及び保護者に対し、子育てに関する相談を受けたり、月1回の子育て広場開催により、地域の子どもの発達を促す機会を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名(常勤専従)

副園長は、園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(3) 主幹保育教諭 2名以上(常勤専従)

園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 保育教諭 12名以上(上記の(1)～(2)の常勤専従職員を除く常勤換算後)

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 栄養士 1名以上(常勤専従)

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する

(6) 調理員 1名以上(常勤換算後)

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 学校医 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(8) 学校歯科医 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 学校薬剤師 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10) 事務職員 1 名

本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(11) その他必要に応じて、養護教諭、看護師、非常勤講師、**保育補助**を雇用する。

(利用定員)

第5条 本園の支援法第31条第1項の利用定員は、支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 支援法第19条第1項第1号の子ども（満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「1号認定子ども」という。） **10人**

(2) 支援法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。） **50人**

(3) 支援法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども **31人**

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども **9人**

(特定教育・保育の提供を行う日)

第6条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

2 1号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業 8月11日 から 8月20日まで

(3) 冬季休業 12月25日 から 1月8日 まで

(4) 学年末休業 3月27日 から 3月31日 まで

(5) 学年始休業 4月1日 から 4月5日 まで

(6) その他園長が必要と定めた日

(教育時間)

第7条 満3歳以上の園児に対する1日当たりの標準的な教育時間は、5時間とする。

(教育・保育を提供する時間)

第8条 保育を必要とする園児に対し、教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

8時30分から13時30分までとする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時までの範囲内で、一時預かり（幼稚園型）を行う。

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18

時 30 分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

8 時から 16 時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時まで及び 16 時から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(4) 開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 7 時 00 分 から 18 時 30 分 まで

土曜日 8 時 30 分 から 12 時 30 分 まで

(利用者負担その他の費用の種類)

第 9 条 本園においては、条例第 13 条第 1 項の規定により、園児の保護者の居住する市町村が定める額の利用者負担額（保育料）を支給認定保護者から徴収する。

2 本園においては、条例第 13 条第 4 項の規定により、支給認定保護者から実費を徴収する。

3 前項に規定する実費の徴収にあたっては、あらかじめ、当該金銭の使途及び額について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用の開始に関する事項)

第 10 条 本園は、利用申込のあった 1 号認定子どもと現に本園を利用している 1 号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合については、条例第 6 条第 2 項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

2 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育の必要性の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の規定に基づき市町村が行う利用調整に従い決定される。

3 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、条例第 7 条の規定により、できる限り協力するものとする。

4 本園は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 11 条 本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。

(3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

- 第12条 本園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、福井市、支給認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第14条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

- 第15条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
 - (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
 - (3) 条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規定は令和8年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 実費徴収

項目	内容	対象児童	金額
副食費	給食の副食代、おやつ代	1号認定（※1）（※2） 3，4，5歳児の2号認定	月額4，800円
主食費	主食代	1号認定（※1）（※2） 3，4，5歳児の2号認定	月額700円
新年度用品	年齢に合わせて必要なもの	全園児	実費
園指定の物品	トレーニングウェア・外履き・ハンカチ	3，4，5歳児	実費
おしぼり・エプロン代	給食時のエプロン、ウェットティッシュ	0，1，2歳児	実費
絵本代		全園児	定価実費
遠足・園外活動費	バス代は園も負担する	参加者	実費
保護者会費	保護者会活動のため	全園児	月額500円
日本スポーツ振興センター共済掛金	災害共済給付掛金	全園児	年額200円
学研教室	指導料の一部負担	2，3歳児（※2）	月額1，000円
体育教室	指導料の一部負担	4，5歳児（※2）	月額500円

その他講師を招いての活動等では材料費など実費徴収があります。

※1 1号認定の長期休業日を含む月も同額とします / ※2 欠席した場合でも同額徴収いたします

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

- (1) 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担 市が定める金額
- (2) 保育短時間認定子どもに係る利用者負担 市が定める金額

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

期間	時間	金額
平日	13時30分～16時	日額200円 (16時以降は1時間ごとに100円追加、一日上限500円)
長期休業日	8時30分～13時30分 13時30分～18時	日額300円 日額200円
休日（土曜日等）	8時30分～12時30分	日額400円